

第一類 第十二回国会 議院 大蔵委員会議録 第四十四号

(五二二)

昭和十七年四月一日(火曜日)  
午前十一時三十九分開議

出席委員

佐藤 重遠君

理事奥村又十郎君 理事小山 長規君

理事佐久間 徹君 理事内藤 友明君

苦米地英俊君 三宅 則義君

武藤 嘉一君 高田 富之君

深澤 義守君 久保田鶴松君

出席政府委員

大蔵政務次官 西村 直巳君

大蔵事務官(主  
任税局長) 平田敬一郎君

大蔵事務官(主  
任税局長) 北島 武雄君

税局税制課長 泉 美之松君

大蔵事務官(主  
任税局長) 河野 通一君

大蔵事務官(主  
任税局長) 福田 久男君

大蔵事務官(主  
任税局長) 小林 英二君

大蔵事務官(主  
任税局長) 大月 高君

大蔵事務官(主  
任税局長) 高橋 俊英君

大蔵事務官(主  
任税局長) 金運用課長

大蔵事務官(主  
任税局長) 専門員 植木 文也君

大蔵事務官(主  
任税局長) 専門員 黒田 久太君

三月三十一日  
閉鎖機関令の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四三号)

関税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四四号)  
補助貨幣損傷等取締法臨時特例案

(小野義夫君外七名提出、參法第二  
号)(予)  
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件  
国有財産特別措置法案(内閣提出第  
五九号)  
設備輸出為替損失補償法案(内閣提出  
第一二八号)  
日本国とアメリカ合衆国との間の安  
全保障條約第三條に基く行政協定の  
実施に伴う關稅法等の臨時特例に  
関する法律案(内閣提出第一三三号)  
日本国とアメリカ合衆国との間の安  
全保障條約第三條に基く行政協定の  
実施に伴う國有の財産の管理に関する  
法律案(内閣提出第一三四号)  
日本国とアメリカ合衆国との間の安  
全保障條約第三條に基く行政協定の  
実施に伴う國有の財産の管理に関する  
法律案(内閣提出第一三五号)  
閉鎖機関令の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四三号)  
閑稅法の一部を改正する法律案(内  
閣提出第一四四号)

○佐藤委員長 これより会議を開きま  
す。  
まい去る二十七日本委員会に付託さ  
れました設備輸出為替損失補償法案、  
昨三十一日付託されました閉鎖機関令  
の一部を改正する法律案の三案を一  
括議題として、まず政府当局より提案  
趣旨の説明を聽取いたします。政府委  
員西村大蔵政務次官。

設備輸出為替損失補償法案  
設備輸出為替損失補償法

(目的)

第一條 この法律は、設備を本邦か  
ら輸出する者が外国為替相場の変  
更に伴つて受ける損失を補償する  
制度を確立することによつて、本  
邦經濟の維持及び發展に寄與する  
重要物資の輸入の確保に貢献する  
設備輸出の促進を図ることを目的  
とする。

(定義)

第二條 この法律において、左の各  
号に掲げる用語の意義は、それぞ  
れ当該各号に定めるところによ  
る。  
一 本邦通貨 外國為替及び外國  
貿易管理法(昭和二十四年法律  
第二百二十八号。以下「法」とい  
う。)第六條第一項第三号に規定  
する本邦通貨をいう。

(内閣提出第一三五号)

閑稅法の一部を改正する法律案(内  
閣提出第一四三号)

(内閣提出第一四四号)

三 外國為替相場 法第七條第一  
項に規定する基準外國為替相場  
又は同條第二項に規定する裁定  
外國為替相場をいう。

四 設備輸出 設備(船舶及び車  
両を含む。)並びにその部分品  
及び附屬品で本邦で生産される  
ものの本邦からの輸出及びこれ  
に伴つてなされる本邦法人又は  
本邦人からの技術の提供をい  
う。

三月三十一日  
閉鎖機関令の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四三号)  
関税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一四四号)  
補助貨幣損傷等取締法臨時特例案

五 設備輸出者 設備輸出を行う  
者をいい、設備輸出に伴う損益  
がその輸出に係る設備等の製造  
業者を含む。

(為替損失補償契約)

第三條 政府は、設備輸出が重要物  
資の輸入市場を、國際收支上有利  
な地域に開拓し、又は國際收支上  
より有利な地域へ転換すること  
に役立つと認められる場合その他  
政令で定めるこれに準ずる場合  
においては、設備輸出者を相手方  
として、その者が当該設備輸出に  
伴つて受領すべき対価(当該対価  
のうちに受領期日の異なる部分が  
あるときは、そのそれぞれの受領  
期日の異なる部分の対価)の全部  
又は一部につき外國為替相場の変  
更によつて一定の日において受け  
るべき損失を補償する契約を締結  
することができる。

(補償料)

第四條 補償契約を締結した設備輸  
出者は、補償契約に係る対価を表  
示する外國通貨の額を当該契約の  
締結の日における外國為替相場に  
より換算して得た本邦通貨の額  
(以下「契約締結日における本邦通  
貨額」という。)に、当該契約の締  
結の日から当該契約に定められて  
いる損失確定予定日までの期間に  
応じ、外國為替の相場の変動の見  
込、補償契約に関する國の事務取  
扱費等を勘案して政令で定める料  
率を乗じて得た金額に相当する金  
額を、補償料として國庫に納付し  
なければならない。

(損失の発生及び補償金の額)

第五條 補償契約に係る対価を表示  
する外國通貨の額を当該契約に定  
められている損失確定予定日(当  
該対価の全部又は一部が当該日前  
に受領されたときは、その受領さ  
れた部分について)における外國為替相場により

換算して得た本邦通貨の額（以下「損失確定日における本邦通貨額」）とし、）が当該対価についての契約締結日ににおける本邦通貨額に満たないときは、当該対価についての損失が発生したものとし、政府は、当該契約に基いて、その満たない額に相当する金額を補償する。

（為替利益の納付）

第六條 補償契約に係る対価についての損失確定日における本邦通貨額が当該対価についての契約締結日における本邦通貨額をこえるときは、当該契約を締結した設備輸出者は、そのこえる額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（輸出信用保険法との関係）

第七條 補償契約を締結した設備輸出者が、当該契約に係る設備輸出の契約に關する者が受けける損失のん補のための輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の規定による輸出信用保険の保険金を受け取ることとなつた場合には、前二條の規定は、補償契約に係る対価（当該損失の発生の原因となつた保険事故の生じた部分に限る。）については適用しない。

（補償金の交付並びに補償料及び納付金の納付等の手続）

第八條 第五條の規定による補償金の交付の時期並びに第四條の規定による補償料及び第六條の規定による納付金の納付の時期その他の當該交付及び納付に關し必要な手続は、政令で定める。

（損失確定予定日の延期）

第九條 設備輸出者は、その締結した補償契約（当該契約の締結の日から損失確定予定日までの期間が五年に満たないものに限る。）について損失確定予定日を延期しようとするときは、大蔵大臣に対し、その旨の申込をすることができる。

（補償契約の解除）

第二 大蔵大臣は、補償契約について前項の申込を受けた場合において、必要があると認めたときは、その申込に応ずることができる。

（補償契約の解除）

第十條 補償契約に係る設備輸出の契約が、当該補償契約を締結した設備輸出者の責に帰することのできない事由により解除された場合又は補償契約に係る対価を当該契約の規定による補償金の額の決定又は第十二條の規定による措置について不服があるときは、大蔵大臣に対して、その旨を申し立てることができる。

二 大蔵大臣は、不服の申立を受けたときは、大蔵省令で定める手続に従い、公開による聴聞を行い、申立を受けた日から五十日以内に決定し、申立人に対するその旨を通知しなければならない。

（外國為替の売予約の禁止）

第十一條 補償契約を締結した設備輸出者は、補償契約に係る対価について外國為替の売予約を行つてはならない。

（制裁）

第十二條 大蔵大臣は、設備輸出者がこの法律、この法律に基く命令

若しくは法の規定又は補償契約の條項に違反したときは、補償金の全部若しくは一部を返還させ、そ

1 「の法律は、公布の日から施行する。

第二十條に次の二項を加える。

第一項の規定により指定を解除された閉鎖機関（以下「指定解除機関」という。）のその指定の解除の際当

る特殊清算人は、その際に解任されるものとする。

第二十條の次に次の六條を加える。

第一項の規定により指定を解除する。

第十三ノ二 設備輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第

二号）に規定する補償契約に関する規定は、第十條及び前條に規定する補償契約の解除について準用する。

第十四條 設備輸出者は、第五條の規定による補償金、第四條の規定による補償料若しくは第六條の規定による納付金の額の決定又は第十二條の規定による措置について不服があるときは、大蔵大臣に対して、その旨を申し立てることができる。

二 大蔵大臣は、不服の申立を受けたときは、大蔵省令で定める手続に従い、公開による聴聞を行い、申立を受けた日から五十日以内に決定し、申立人に対するその旨を通知しなければならない。

（事務の一一部委任）

第十五條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、補償契約の締結に関する事務その他のこの法律の規定に基づく事務の一部を日本輸出入銀行に取り扱わせることができ

る。

二 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行に取り扱わせることができ

る。

第十九條第一項中「特殊清算人」を

までの規定は、前條第一項の規定による指定の解除があつた場合に、これを準用する。この場合に

おいて、第十九條の三第二項中「特

殊清算事務が終つた旨」とあるのは「指定の解除があつた旨」と「決

算報告書」とあるのは「清算狀況

による指定の解除があつた場合に、これを準用する。この場合に

おいて、第十九條の三第二項中「特

殊清算事務が終つた旨」とあるのは「指定の解除があつた旨」と「決

算報告書」とあるのは「清算狀況

による指定の解除があつた場合に、これを準用する。

二 大蔵大臣の選任する特殊清算人に

改め、同條第二項及び同條第三項後段を削り、同條第四項中「第二項但書」を第一項に改める。

第十九條第二項中「担保された債務」の下に「及び第一項第一項に規定する命令で定める債務」を加え、同

第二十條の三 第二十條第一項の規定による指定の解除は、将来に向

つてのみその効力を有する。

第二十條の四 本邦内に本店又は主

たる事務所を有する閉鎖機関につ

いて第二十條第一項の規定による

指定の解除があつたときは、その

指定の解除の際当該機関の特殊清

算人であつた者は、当該機関の清算人を選任するため、その指定の解除の日から一月以内に、株式会社である機関にあつては株主総会、有限会社である機関にあつては社員総会、民法第三十四条の規定に基づき設立された法人である機関にあつては総会を招集しなければならない。

前項の特殊清算人であつた者は、同項の株主総会、社員総会又は総会の招集については、清算人は同一の権限を有する。

大蔵大臣は、第一項の規定に基く株主総会、社員総会若しくは総会が、同項の期間内に開かれなかつたとき又は当該株主総会、社員総会若しくは総会において指定解除機関の清算人が選任されなかつたときは、選帝なく裁判所に対し、清算人の選任を請求しなければならない。

前項の規定による選任の裁判は、非訟事件手続法による。

第十條の五 指定解除機関であつて特別の法令によつて設立された機関の清算については、政令で特別の定をなすことができる。

第十條の六 指定解除機関の特殊清算人であつた者は、当該機関の清算人が選任されたときは、選帝なく、その清算人に、第二十條の二第一項の規定により大蔵大臣に提出した清算状況報告書の写、当該機関の帳簿並びに当該機関の營業又は事業及び特殊清算に関する重要書類を引き渡さなければならぬ。

第二十條の七 指定解除機関の特殊清算人であつた者は、当該機関の清算人が選任されるまで、当該機関の財産の管理に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をすることができる。

第二十條を第二十條の二とし、第二十三條の次に次の二條を加える。

第二十條 本邦外に本店又は主たる事務所を有する閉鎖機関に対する所得税、法人税、特別法人税、臨時利得税、營業税及び事業税の課税については、当該機関は、昭和二十年八月十五日以後その本店又は主たる事務所を本邦内において有することとなつたもののみなし、且つ、指定日ににおいて解散し、清算人の選任を請求しなければならない。

前項の場合ニ於テ保証人開税ヲ納付セザルトキハ開税納付義務者ヨリ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收シム

又ハ保証人ヲシテ開税ヲ納付セシム

テ徵收スベキ開税ヲ納付セザルトキハ担保物タル金錢ヲ以テ直ニ開

稅ニ充テ若ハ金錢以外ノ担保物ヲ

公売シテ開税及公売ノ費用ニ充テ

又ハ保証人ヲシテ開税ヲ納付セシム

前項ノ場合ニ於テ保証人開税ヲ納付セザルトキハ開税納付義務者ヨリ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收シム

又ハ保証人ヲシテ開税ヲ納付セシム

テ徵收スベキ開税ヲ納付セザルトキハ其ノ不足額ニ付保証人ヨリ國

稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

前項ノ保証人ハ國稅徵收法第三十

二條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ納

稅者ト看做ス

「第二章 船舶」を「第二章 船舶

及航空機」に改める。

第十條に次の二項を加える。

外國貿易航空機税關空港ニ入港シ

タルトキハ機長ハ直ニ稅關ニ積荷

目録、旅客氏名表、乗組員氏名表

等ヲ總括シタル入港申告書及最近

ノ出港地ノ出港免狀又ハ之ニ代ル

ベキ書類ヲ提出スベシ

第十一條中「船舶」を「船舶又ハ航

空機」に改め、「旅客ノ携帶品及」を削

る。

この法律は、公布の日から施行す

る。

關稅法の一部を改正する法律案

關稅法（明治三十二年法律第六十

一號）の一部を次のよう改正す

る。

「貨物」を「船舶及航空機」に

に、「貨物」を「貨物及保稅地域」に

する。

目次中「船舶」を「船舶及航空機」

に改める。

第二十條中「外國貿易船」を「外

「收容」を「收容及保管」に、「異議及訴願」を「審査、訴願及訴訟」に改め、同條に次の二項を加える。

訴願

訴訟

ニ協議スベシ但シ當該管理者ガ  
國、地方公共團體及日本國有鐵道  
以外ノ者ナルトキハ其ノ意見ヲ徵  
スペシ

大蔵大臣ハ指定保稅地域ノ指定又  
ハ其ノ取消ヲ為サントストルトキハ  
前項ノ措置ヲ教ルト共ニ公開ニ依  
ル聽聞ヲ行ヒ輸出業者其ノ他ノ當  
該指定又ハ取消ニ關シ利害關係ア  
ル者ニ對シ意見ヲ陳述スル機會ヲ

太蔵大臣ハ指定保稅地域ノ指定又  
ハ其ノ取消ヲ為シタルトキハ其ノ  
旨ヲ公告スベシ

第二十九條ノ四 指定保稅地域ノ指  
定ヲ受ケタル土地又ハ建設物ノ其  
他ノ施設ノ所有者又ハ管理者ハ左  
ノ各号ニ掲タル行為ヲ為サントス  
ルトキハ予メ税關長ニ協議スベシ  
但シ當該管理者が國、地方公共團  
體及日本國有鐵道以外ノ者ナルト  
キハ税關長ノ承認ヲ受クベシ

一 当該土地又ハ建設物其ノ他ノ  
施設ノ讓渡、交換、貸付其ノ他  
ノ处分又ハ其ノ用途ノ変更

二 当該土地ノ工事又ハ當該土地  
内ニ於ケル建設物其ノ他ノ施設  
ノ新築

三 当該建設物其ノ他ノ施設ノ改  
築、移転、撤去其ノ他ノ工事  
前項ノ場合ニ於テ税關長同項ノ協  
議又ハ同項ノ承認ノ申請ニ係ル行  
為ニシテ指定保稅地域ノ目的ヲ阻  
害セズ且取締上支障ナシト認ムル  
トキハ之ニ同意シ又ハ之ヲ承認ス  
ベシ

税關長ハ取締上必要アリト認ムル  
トキハ指定保稅地域タル土地内ニ

当該土地ノ管理者ノ同意ヲ得テ當  
該指定保稅地域ノ指定ヲ受ケタル  
者又ハ税關長ニ協議スベシ

該土地ト當該土地以外ノ場所トヲ  
區別スル為ノ牆壁、溝渠其ノ他之  
ニ類スル施設ヲ設ケルコトヲ得  
地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ所有  
者又ハ管理者ハ正当ノ事由ナクシ  
テ外國貨物ノ藏置ヲ拒絶スルコト  
ヲ得ズ

第二十九條ノ五 指定保稅地域ニ貨  
物ヲ搬入シ又ハ指定保稅地域ヨリ  
貨物ヲ搬出セントストルトキハ予メ  
税關ニ届出ヅベシ

指定保稅地域ニ於テハ税關長ノ許  
可ヲ受ケタル範囲内ニ於テ左ニ掲  
グル行為ヲ為スコトヲ得

一 貨物ノ内容ノ点検

二 見本ノ展示又ハ其ノ當該地域  
外ヘノ搬出

三 貨物ノ改裝、仕分其ノ他ノ手  
作業

四 貨物ニ付テノ簡単ナル加工

税關長ハ取締上必要アリト認ムル  
トキハ指定保稅地域ノ藏置貨物ノ  
手入若ハ加工ノ停止又ハ指定保稅  
地域ヨリノ搬出ヲ命ジ其ノ他取締  
上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

第二十九條ノ六 指定保稅地域ニ搬  
入シ得ベキ貨物ノ種類ハ税關長之  
ヲ定ム

指定保稅地域ノ指定ヲ受ケタル土  
地又ハ建設物其ノ他ノ施設ノ保管  
規則及保管料ハ税關長ノ承認ヲ受  
ケ之ヲ定ムベシ但シ當該土地又ハ  
建設物其ノ他ノ施設ノ管理者ガ  
國、地方公共團體又ハ日本國有鐵  
道ナルトキハ税關長ニ協議スベシ

ムベシ

税關長ハ前項ノ保管規則及保管料  
命令ノ定ムル條件及基準ニ合致ス

ルモノト認ムルトキハ之ヲ承認シ  
又ハ之ニ同意スベシ

第二十九條ノ八 特許上屋トハ輸出  
貨物又ハ輸入貨物ノ積卸、運搬又  
ハ藏置ヲ為シ得ベキ上屋トシテ税  
關長ノ特許シタルモノ謂フ  
第二十九條ノ九 特許上屋ノ特許ヲ  
受ケタル者ハ税關長ノ指揮監督ヲ  
受クベシ

特許上屋ノ特許ヲ受ケタル者ハ特  
許上屋ノ貨物收容能力ノ増加若ハ  
減少、特許上屋ノ政策、移転其ノ  
他ノ工事又ハ特許上屋ノ讓渡、交  
換、貨付其ノ他ノ処分ヲ為サント  
スルトキハ税關長ノ承認ヲ受クベ  
シ

第二十九條ノ十一 左ノ場合ニ於テ  
ハ税關長ハ特許上屋ヘノ貨物ノ搬  
入ノ停止ヲ命ジ又ハ其ノ特許ヲ取  
消スコトヲ得

一 特許ヲ受ケタル者其ノ業務ニ  
及ぶ法律命令ニ違背シタルト  
キ

二 特許ヲ受ケタル者税關ノ負担  
ニ堪ヘザルモノト認メラルト  
キ

三 特許ヲ受ケタル者禁錮以上ノ  
刑ニ処セラレタルトキ

税關長前項ノ処分ヲ為サントス  
トキハ當該処分ニ係ル特許上屋ノ

特許ヲ受ケタル者ニ對シ説明ノ為  
ノ証拠ヲ提出スル機会ヲ與フベシ

第二十九條ノ十 特許上屋ノ特許ハ  
左ノ場合ニ於テ消滅スルモノトス  
一 特許ヲ受ケタル者其ノ業務ヲ  
廢シタルトキ

二 特許ヲ受ケタル者死亡シタル  
トキ

第二十九條ノ十一 特許ヲ受ケタル者  
破産ノ宣告

第三十三條中「船用品」の下に「及機  
用品」を加える。

第二十九條第一項第(二)項規定ハ  
特許上屋ニ付之ヲ准用ス  
第三十三條中「船用品」の下に「及機  
用品」を加える。

第三十一條第一号中「遭難船舶」を  
「船」に改める。

「遭難セル船舶又ハ航空機」に、「航  
空機」に改め、同條第二号中  
「遭難船」を「遭難セル船舶又ハ航  
空機」に改め、同條第三号中「遭難船  
舶」を「遭難セル船舶若ハ航空機」に  
改め同條第四号中「遭難船」を「遭  
難セル船舶又ハ航空機」に改める。  
第三十九條第一項中「海路又ハ陸  
路」を「海路、空路又ハ陸路」に、「開  
港、」を「開港、税關空港、」に改め  
第三十九條ノ五第一項中「海路又  
ハ陸路」を「海路、空路又ハ陸路」に、「開  
港」を「船長、機長」に改める。  
第二十九條ノ五第一項中「船長」を「船長、機長」に改め、同條第二項中「船長」  
「船長」を「船長機長」に改め、同條第二項中「船長」を「船長、機長」に改め。  
第四十條中「外國貿易船」を「外國  
貿易船等」に改める。

第四十六條第一項を次のように改める。

税關ハ左ノ各号ニ掲タル場合ニ於テハ當該各号ノ貨物ヲ收容スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ税關ハ其ノ費用及危險ヲ負担セズ

一 第二十九條ノ五第三項（第二十九條ノ十二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二十九條ノ七又ハ第二十九條ノ十第二項ノ規定ニ依リ貨物ノ搬出ヲ命ぜラレタル者其ノ命ゼラレタル期間内ニ之ヲ搬出セザルトキ

二 前号ニ掲タル場合ヲ除ク外保税倉庫又ハ保稅工場以外ノ保稅地城ニ搬入シタル貨物ヲ搬入ノ日ヨリ十五日以内ニ其ノ保稅地城ヨリ搬出セズ又ハ保稅倉庫ニ庫入若ハ保稅工場ニ移入セザルトキ

第三章中第五十二條ノ二の次に次の二條を加える。

第五十二條ノ三 第三十條ノ五第一項ノ輸入貨物ニ付同條第二項ノトキハ當該貨物ハ之ヲ税關ニ保管スベシ

前項ノ貨物ニ關スル一切ノ費用ハ貨主ノ負担トス

第五十一條ノ二及第五十二條並ニ前條第一項及第二項ノ規定ハ第一項ノ貨物ニ付テ保管ノ日ヨリ四箇月以内ニ第三十一條ノ五第二項ノ處理が為サレタル場合ニ付之ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於テハ原產國又ハ原產地ノ虛偽表示ヲ抹殺シタ

ル後ニ非ザレバ之ヲ公亮又ハ亮却スルコトヲ得ズ

第五十三條中「船車」を「船車又ハ航空機」に改める。

第五十四條中「船舶若ハ貨物」を「船舶、航空機又ハ貨物」に改める。

第五十七條中「船車」を「船車又ハ航空機」に改める。

第五十八條中「船車倉庫」を「船車、航空機、倉庫」に改める。

第七十七條中「船長」を「船長又ハ機長」に改める。

第七十九條中「船長、陸路運送人、輸出申告者又ハ輸入申告者」を「船長、機長又ハ陸路運送人」に改め、同條第一号から同條第三号まで削除し、同條第四号を同條第一号とし、以下三号ずつ繰り上げる。

第八十一條中「船長」を「船長又ハ機長」に改める。

第八十一條ノ二の次に次の二條を加える。

第八十一條ノ三 第二十九條ノ五第二項（第二十九條ノ十二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ許可ヲ受ケズシテ同項第一号乃至第三号（第二十九條ノ十二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ掲タル行為ヲ為シタル者又ハ同項ノ許可ヲ受ケズ若ハ同項ノ許可ノ範囲ヲ超エテ貨物ノ加工ヲ為シタル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十一條ノ四 第二十九條ノ九第一項ノ認可ヲ受ケタル保管規則ニ依ラズシテ貨物ノ取扱ヲ為シ又ハ同項ノ認可ヲ受ケタル所ニ依ラザル保管料ヲ徵シタル者ハ三万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十二條第二号中「第五十八條」を「第二十九條ノ八中「私設ノ」を削る。第一條ノ十第一項中「第二十九條ノ二」の下に「第二十九條ノ八」を加え、同條第二項中「外國貿易船ノ純屯數又ハ外國貿易航空機ノ自重」に、「第二

九條ノ二ノ特許」を「第二十九條ノ九條ノ十二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」又ハ「第五十八條」に改める。

第八十二條ノ三中「第七十九條第十條」を「第七十九條第一号若ハ第三号、第八十條、第八十一條ノ三又ハ第八十一條ノ四」に改める。

第八十三條第一項中「船舶」を「船若ハ航空機」に改め、同條第三項中「船舶」を「船舶又ハ航空機」に改める。

第八十四條中「船車倉庫」を「船車、航空機、倉庫」に改める。

第八十九條第一項中「船車倉庫」を「船車、航空機、倉庫」に、但シ船舶又ハ船車又ハ航空機に改め。

第九十一條第一項中「第八十六條ノ三」を「第八十六條ノ四」に改める。

第九十五條中「五日」を「二十日」に改める。

第九十八條第一項中「船舶」を「船舶又ハ航空機」に改める。

第九十九條第一項中「別表」を「別表第一」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第九十九條ノ二 税關空港ハ別表第二ノ通之ヲ定ム

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際保稅地域となつてゐるものうち保稅倉庫及び保稅工場以外のものについては、改正前の關稅法第二十九條ノ二の規定は、この法律施行後六月間を限り、なお、その効力を有する。

3 国内航空運送事業令（昭和二年五月政令第三百二十七号）附則第五条の規定は、この法律施行後ノ三月を「第八十六條ノ四」に改める。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 保稅工場法（昭和二年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六百一條中「船長」を「船長又ハ機長」に改める。

第六百一條ノ八中「私設ノ」を削る。

第六百一條ノ十第一項中「第二十九條ノ二」の下に「第二十九條ノ八」を加え、同條第二項中「外國貿易船ノ純屯數又

十九條ノ二ノ特許」を「第二十九條ノ二又ハ第二十九條ノ八ノ特許」に改める。

別表第一とし、同表の次に次の表を加える。

別表第二

都道府県	空港名
東京	羽田
山口	岩国

物資の輸入の確保に貢献することを、目的としたものであります。

その内容の概略を申しますと、第一に政府が該備輸出者を相手方として、外國為替相場の変更による損失を補償する契約を締結することができる場合としては、設備輸出が重要物資の輸入市場を、國際收支上有利な地域へ開拓し、または國際收支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合いたし、この場合に大蔵大臣は総額百億円の範囲内で、期間五年以内の為替損失補償契約を、締結できる」といたしました。

第二に、補償契約を締結した設備輸出者は、國庫へ補償料を納付しなければならないものといたしました。設備輸出契約においてその対価が分割拂いされるときは、その各部分につき別個に補償契約が締結されることになつており、補償料は、それへの対価の額に対し、その契約締結の日からその対価の受領予定期までの期間に応じ、一定の補償率により算出したものを納付せることとしたしました。

第三に、補償契約に基く補償金の交付及び為替利益の納付についてでありますが、受領すべき設備輸出対価の外貨額を、その受領予定期の為替相場で換算した円貨額と、補償契約締結の為替相場で換算した円貨額とを比較しまして、前者が後者より減じているときは、損失が発生したものとしてその差額を補償金として交付し、逆に、前者が後者を越えるときは、為替利益が発生したものとして、この超過額を納付金として國庫へ納付させることとしたいたしました。

いたしまするものが、外國為替相場の変更に伴つて受ける損失を補償する制度を確立することによりまして、重要な



○深澤委員

日本国とアメリカ合衆国

かと思つております。ただいまの御質

体の用に供する必要があるといふよう

くる準備をされているのかしない

十分補償するといふことしかござりません。此の才媛の陽台は西面有り

との間の安保條約第三條に基く行政政定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案、これに關しまして若干の

で目下研究しております法案の方におきまして、措置が講ぜられることが

だいまの御質問につきまして、十分明確な答えにはならぬかと思ひますが、現在におきましてわれへの方で考えている点は、今申し上げたようなことでござります。

処理するということになるのか。それが  
どうなつておるのであるのです。

は無償でその用に供することになりました  
があるのであります。これはアメリカ合衆国と日本の國との間に、こうい

の  
国  
の住宅として貸しておる場合とございま  
すが、大体国有財産といたしましてこ  
れを売り拂う運営をしておられます。し

す。もちろんこれはアメリカ合衆国との関係の行政協定に基づく法案でありますから、一応はこの法案に関するだけの問題であつて、それは特調の方の別途な問題だとおつしやられるが、この

主として特別調査局の方と、それから大蔵省の主税局の方でやつております。大体国有財産につきましても、先ほど申しましたように国有財産を貸しておるような場合におきましても、臣有の財産の場合と同じく取扱うといふことにしておるわけであります。具体的な個々の内容については、私ども

か全国至るところに拠るのである。なるほど政府としては、アメリカ合衆国軍隊に無償でそれを提供する。

おきまして、現在におきましてはこの法律におきまして使用を取消すというような規定になつておりますが、この実行上の問題といたしましては、先ほどの上手まことお伺い申す方で

付等は取消して、收用するといふことになるのですが、そこに日本国民の生活権が脅かされるという問題があります。従つてわれくとしましては、その国民の生活権の保障、あるいは居住権の保障という問題が裏づけされなければ、この法案を承認するわけには行

はなく、責任のところから述べていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、民有財産につきまして、大体不動産関係になりますので、動産関係の点につきましては、國有財産の規定によつて補償するといふことに考へております。もちろんその場合の補償とかなんとかの具体的なとにつきましては、先ほど申しましたとこによつてやつて行くと、うようう

いう処置については何らか政府は方をきめられて、国民に対し迷惑を受けないような方針を持つておられる

○小林説明員 ただいま御質問にな  
た点について御説明申し上げます。  
國有財産につきましてすでに処分

しました財産につきまして、それからまたこれを現在貸してあるもの、大体大きくわけまして二つ、二つになります。たしましては、特に機械、だけを目下人間に貸している。この機械につきまして、どうしてもアメリカ合衆国重

でありますから、十分のたくわえもございません。従つて行くべき自分たちの住み家の問題についても、非常に問題が起つて来ておるのであります。そういう問題に対しましては、具体的に今後における補償措置を明らかにして、農民なりその居住している人々の十分納得の行く方針を明確にするならば、問題は非常に円満に解決するにとかかわらず、まず接收の命令が出て、具体的な補償の問題は全然出でていない。というところに問題があると思う。だから一応こういう法律ができ上りまして、今までの使用は取消し解除するということになりましたら、国民生活安定の問題からいいまして大きな問題が起つて来るので、この法案を審議するにあたつては、その場合における補償措置を十分しなければならぬということになるのです。従つて今相漠原の具体的に問題になつております飛行場の敷地の三十町歩の問題、それから飛行場の建物の問題のように、今具体的に問題になつてゐることに対する補償措置が、一つも講ぜられていないといふことは、いかに行政協定に基く法案をつくりましても、円満に実施されないといふことになりますので、私はこの法案の裏づけとして、当然補償措置が政府によつて明示されなければならぬということを言つておますが、相漠原の問題についてははどういうお考えを持つておりますか。その点御説明をお願いいたします。

## ○小林説明員 相漠原のことにつきま

して、ただいまいろいろお話をなりました

が、実は私はまだこの問題について、

大蔵省としては少くとも今まで聞いて

おりませんけれども、おそらく特別調

達序の方で目下これを研究しているのではないかと考えております。それにかかる問題では間に合わないの研究では間に合わないの問題が起つて来ておるのであります。そういう問題に対しましては、具体的に今後における補償措置を明らかにして、農民なりその居住している人々の十分納得の行く方針を明確にするならば、問題は非常に円満に解決するにとかかわらず、まず接收の命令が出て、具体的な補償の問題は全然出でていない。この点は管財局に追究いたしましても、どうも具体的な御返事もいただけないようであります。

もう一つお伺いしたいことは、本日の新聞によりますれば、元海軍燃料廠の播磨造船所の日本製鋼に対する拂下げが、決定されたといふことが報せられていますが、あれはどういうふうになつておるかといふことを、お伺いしたいと思うのであります。

○小林説明員 国有財産につきましては、賠償指定の財産が相当ございまして、さうしたときに基く法律の制定を、さらに合理的に直すということを予定されまして、それが実現になつて、新たに方の責任者に御出席願いまして、具体的な説明をお伺いしたいと思うのであります。

もう一つお伺いしたいことは、本日の新聞によりますれば、元海軍燃料廠の播磨造船所の日本製鋼に対する拂下げが、決定されたといふことが報せられていますが、あれはどういうふうになつておるかといふことを、お伺いしたいと思います。

○高田(富)委員 研究では間に合わないの命ととしてやられておる。それにもかかわらず、まだ特別調達局で研究してあるといふことでは、もう國民は納得できません。すでに接收の通知が軍の命令としてやられておる。それにもかかわらず、まだ特別調達局で研究してあるといふことでは、もう國民は納得できません。すでに接收の通知が軍の命ととしてやられておる。それにもかかわらず、まだ特別調達局で研究してあります。

○佐藤委員長 高田富之君。

○佐藤委員長 高田富之君。

○高田(富)委員 先般提案されておりました国有財産特別措置法と、今回の安全保険條約第三條に基く国有財産の管理に関する法律との関係であります。この國有財産特別措置法によつてやつておるわけではありません。

○小林説明員 現在賠償指定を受けている施設につきましては、できるだけこれを活用するという考え方を基きまして、適当な民間あるいは学校その他へ、いわゆる一時使用という形でこれを貸し付けておるわけであります。そのほかにつきましては、まだ希望者がいることには、先ほど申したのと同様に、またいろいろな手続の点においてまだ貸していない機械が相当あることは、先ほど申したのとございまして、これは今後どうなるかといふようなお話をございますが、目下のところその方の話にはまだ入つていません。

○高田(富)委員 現在賠償指定を受けている施設につきましては、できるだけこれを活用するという考え方を基きまして、適当な民間あるいは学校その他へ、いわゆる一時使用という形でこれを貸し付けておるわけであります。そのほかにつきましては、まだ希望者がいることには、先ほど申したのと同様に、またいろいろな手続の点においてまだ貸していない機械が相当あることは、先ほど申したのとございまして、これは今後どうなるかといふようなお話をございますが、目下のところその方の話にはまだ入つていません。







どうやります。また取締りもできやすくなりますし、その種のことが少くて済むようになるのではないか。できれば私どもは根絶いたしたいと思つておりますが、そういうふうに考えておる次第でござります。

○高田(富)委員 なあこれにちよつと関連して伺いたいのですが、今まででも相当公然と向うのドルが、部分的にありますするが、国内に流通をしておるわけであります。今後物資も今申しましたように心配があるわけであります。

が、同時に向うの出す車票あるいはドル等が、今後こういうふた協定ができまして、たくさん家族が来るとか、あるいはさらに受入れ業者が来るとか、さらには軍隊が増強されるとかいろいろな事態でもなりました場合、特に一旦車変でも起りました場合に、相当大規模な外國軍隊を日本に置かなければならぬいような非常事態等も予想されるわけであります。そななりますと、一片のちよつとした法律くらいでは、これは実際問題としていかんともできないのであります。そこなれば、車票等を調達する場合、車票を使つて、くずれて行くという流れのおそれがあるかどうか、あるいはそれに関連してドルのやみ売買等が行われるおそれがあるかどうかといふことになりますが、そなうものが横流れのところになつておるのでありますから、日本具体的な関連のとにおいて、この合衆国軍隊の使用することになつておりますし、そういうことからしまして、くずれて行くという流れのおそれがあるかどうか、あるいはそれがきわめて危険性があるのではないかと思つております。

ただ一定の地域において、兵隊さんが

おきましたは、やはり車票の流通は原則として非常に狭い範囲にとどめておられますけれども、今回の日本の調弁におきましては、やはり車票の流通は原則として非常に狭い範囲にとどめておられます。もろん御心配が過ぎるのではないかと考えます。もちろんそらうことを考慮しますが、これは車票自体を、いろいろの軍需物資の調達手段として使つておつたような事実もあつたようですが、私は車票を使つて、くずれて行くという流れのおそれがあるかどうか、あるいはそれがきわめて危険性があるのではないかと思つております。

それからもう一つこれに関連しまして伺います。軍人、軍属、家族につきましては、輸入するものについても関税がかかるらしい、いろいろ他の施設及び区域の建設等が行われなくしてはならないと、合衆国においてはならないと思うのであります。ところがこの法案によると、合衆国において合衆国の政府が、合衆国の法人並びに個人と契約したものに対しても免税がかかるらしいようだ婦人が、二十億万とか三千万とかいるといふことであります。ことに淮駐軍關係の經費の中では、これら女性に対して支拂う駐留軍關係の支拂いが相当部分を一半分くらいを占めておるといふようにこつておるのであります。ところが、この種類の日本人はどういう扱いになるのですか。家族ですか。

○平田政府委員 お話をうなな場合は大体家族には該当しないと思います。正式に結婚してアメリカの国籍でも取扱うといふ場合がござります。されば、これはもちろん入つて来るかと思ひますが、どうもわれくへは了解に苦しむし、それはここに言ふ家族には該当しないものと考えております。

○深澤委員 関連して伺います。條約の権威というものが傷つけられておるのではないかと考えております。要するにこれは今後の実行の上における得税法等の臨時特例に関する法律案の第二條であります。第三号によると、合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持に関する契約者の所得に対する課税しないということであり、その理由でそれだけよけいに所得が出て来るわけでありまして、これで相当率直に申し上げまして、日本側といつては、ここに言ふ家族には該当しないものと考えております。

○平田政府委員 御指摘の事項につきましては、実は大分苦心をいたしましたところであります。こういふ行為といふのも日本においては行われ得るのであるし、この所得は日本において発生する

ではないか。先ほど申し上げましたように、非常事態宣言が合衆国の政令によって一方的に決定され、府の意思によつて一方的に決定されると同じ趣旨がこの免税措置にもあるのではないか。こういつた立案の趣旨のところは、私は独立国の権威としてどうも了解に苦しむのであります。

その点は一体主税局長はどう考えるか。

○平田政府委員 御指摘の事項につきましては、実は大分苦心をいたしましたところであります。こういふ行為といふのも日本においては行われ得るのであるし、この所得は日本において発生する見るべきであるから、原則として日本の税法の適用を受くべきであるが、しかしこういふ特別な理由に基きまして、一定の非課税にしよう、こういふ考え方立つておきます。

それからその際におきまして、問題はいろいろあるのでござりますが、要するにアメリカが予算を支出して一定の事をやらせる。そういう事業から所得なり利益なりが発生をした。これは率直に申し上げまして、日本側といつては、ここに言ふ家族には該当しないものと考えております。

○深澤委員 関連して伺います。條約の権威といふものが傷つけられておるのではないかと考えております。

工事を請負わせるような場合は、やはり課税すべきであるということ。こればかり貫くことにいたしまして、たゞここに書いてありますように、ようど特殊の場合に限つてこれは考えたらいいのではないか。と申しますのは、日本におきましては、ちょっと競争になりました。よほど特別な事情で本国からいきません。おきましては、これはちょっと日本側にあまり注文を引受けただけの力がない場合が大部分、そういう場合におきましては、これはアメリカの軍隊におきまして本國で直接契約を結んで、向うからその契約者を連れて来、そしてその実行に必要な範囲の少數の人々を連れて来て、日本でできることをやらせる。こういふ場合におきましては、いくら課税すると申しましても、若干例外を設けてもいいのではないか、こういふ趣旨でこの規定を入れることにいたした次第であります。しかもその範囲は合衆国軍隊の使用する施設、及びその区域の建設維持または運営、こういふ付随的なものは除き、ほんとうに重要な施設につきまして、アメリカの人でなければ、どうも注文がとうい引受けることができないような場合に、それを向うで契約を結んで日本に実行者を連れて来る。こういう人につきましては、これはやはり最小限考えていいのではないかという趣旨次第であります。その点を御了承願いたいと思います。従いまして日本におきましていろいろな工事をやる場合におきまして、日本人の請負業者と、それからアメリカ人で本来いろいろな賃金を使ってその工事を仕上げるとす

他の業務を日本でやつておる場合もあらうと思いますが、そういう人々が落札はかたく貫くことにいたしまして、たゞここに書いてありますように、よほど特殊の場合に限つてこれは考えたらいいのではないか。と申しますのは、日本におきましては、ちょっと競争になりました。よほど特別な事情で本国からいきません。おきましては、これはちょっと日本側にあまり注文を引受けただけの力がない場合が大部分、そういう場合におきましては、これはアメリカの軍隊におきまして本國で直接契約を結んで、向うからその契約者を連れて来、そしてその実行に必要な範囲の少數の人々を連れて来て、日本でできることをやらせる。こういふ場合におきましては、いくら課税すると申しましても、若干例外を設けてもいいのではないか、こういふ趣旨でこの規定をはらんでいると思うのです。日本における合衆国軍隊の使用する施設及びその区域の建設を、アメリカの政府とアメリカ人とが行う場合においては、アメリカの常識に従つて、たとえば賃金の問題にいたしましても、その他の一切の問題がアメリカの標準で決定をされるわけであります。そうして契約金額は合衆国軍隊から支拂われる。もちろんその中には日本の分担金が半分あるのでありますから、これは日本の税金もおそらくその中に半分含まれて来ると思うのであります。そういう契約が行われて、その契約を行つものは個人の場合には一人であります。法人の場合にはごく少数の人々である。その人々が日本にやつて參りまして、いよいよ工事をやることになりますと、今年度は日本人を非常に安い賃金で使つてその工事を仕上げるとす

れば、私は莫大な利益が上ると思います。その莫大な利益に対しても、これは課稅ができないのだ、こうしたことになりますと、日本にとつてはなはだ不利益な結果をもたらすのではない。こうしたことから申しまして、今は主税局長は現在の段階においてはやむを得ないと言ふのであります。これが現実に行われた場合におきましては、合衆国の政府と契約した合衆国人が非常に莫大な利益を得ることを、これは非常におきます。しかし利益にならないのだという結論になるのであります。そこで私は、まずこの点は将来といふとも、あるいは過去といふとも、あるいは将来的にとどめたとして、この範囲にとどめたときの段階におきましては、まずこういう特例を受けるのが、妥当ではないかといふふうに考えておる次第でござります。

○深澤委員 これは私は實に大きな問題をはらんでいると思うのです。日本における合衆国軍隊の使用する施設及びその区域の建設を、アメリカの政府とアメリカ人とが行う場合には、その人々が特に莫大な利益を受け得るのではありませんが、日本のこういふ場合における請負の契約その他の

條件は、相当やかましい会計法みたいに規則があつまして、その規定に従つて適切なものに仕事をさせることになつて、その他の問題がアーチャーのうえで、兩者考え方をますと、税制上特に不公平になるといふことは、私どもはないと考えておる次第でござります。

○深澤委員 私はその主税局長の見解がどうも了解に苦しむのです。それで私はお伺いいたしますが、主税局長はアメリカを調査されて來たのでよく御存じだと思います。されど、その他の問題を、日本における労働賃金の原価計算の基準を、アメリカは一体どこに置いておられるかといたります。日立はこれに対して、自分の手でどう計算をしてみても、現在の日本の賃金水準を維持して、あの発注にこたえるして、日立がこれをやつたわけです。日立はこれに対して、自分の手でどう計算をしてみても、現在の日本の賃金水準を維持して、あの発注にこたえることができますなかつたということは、よく御存じのことだろうと思ふ。また三井の下丸子でも、そういうことが起つた。アメリカの特需といふものは、現在世界水準においてもなおかつ耐えなければならないような安い賃金をおち下げなければ、アメリカの特需発注を受けられないのであります。従つて今度の場合におきましては、さういう意味でお咎めまして、向うに確かめたわけではございません。しかばね、こういう必要なためにさしあげたいと思います。

○平田政府委員 この問題は、私はやはり向うから連れて来ようといふことをおきませんので、さういう意味でお咎めまして、私はやはり向うの政府といたしましては、私はやはり向うの政府といつま

しては、相當いろいろ問題に對しまして向うとしては、おそらく日本の今の税法のもとでは、そろばんが立たないことが徹底いたしておるようで、「ざいたしまして事業をやつた場合、こういふ場合には免稅いたさないのでござります。よほど特別な事情で本国から特に連れて来る必要がある場合におきましては、その人々の所得に對しましてだけ特別の考慮をしよう、こういふ趣旨であります。私はどもいたしました。向うにも十分な資料を御了承願いたいと思ひます。しかし向うの点は将来といふとも、あるいは過去といふとも、あるいは将来的にとどめたときに、この範囲にとどめたときの段階におきましては、まずこの点は将来といふとも、あるいは過去といふとも、あるいは将来的にとどめたときに、この範囲にとどめたときの段階におきましては、まずこういう特例を受けるのが、妥當ではないかといふふうに考えておる次第でござります。

アーチャーよりもはるかに高い。従いまして、この税法のもとでは、そろばんが立たないことが徹底いたしておるようで、「ざいたしまして事業をやつた場合、こういふ場合には免稅いたさないのでござります。よほど特別な事情で本国からいふことから申しまして、今は主税局長は現在の段階においてはやむを得ないと言ふのであります。これが現実に行われた場合におきましては、合衆国の政府と契約した合衆国人が非常に莫大な利益を得ることを、これは非常に助ける法案になり、日本の利益にならないのだという結論になるのであります。その点はどういうふうにあります。もとにいたしまして、必要な請負を落とし、アーチャー側で課稅する。もちろんアーチャーの税法によりますと、この種の契約による所得に對しましては、その人々が住所地あるいは本店がアーチャーにある場合におきましては、ちゃんとアーチャーの税法によりますと、全部課稅するようなことになつております。私は、その問題を特別取上げて確たるお咎えをいたすわけではございませんが、やはりなるのではないかと思います。私の問題を特別取上げて確たるお咎えをいたすわけではございませんが、やはりなるのではないかと思います。私はその問題を特別取上げて確たるお咎えをいたすわけではございませんが、やはりなるのではないかと思います。私は判断いたしておる次第でございます。

○深澤委員 その主税局長の考え方には、私は非常に甘いと思う。これはすでにわれべく日本国民が経験しております。それはどういうことかと申しますと、いわゆる例の特需発注がござります。

○深澤委員 その主税局長の考え方には、私は非常に甘いと思う。これはす

うような状態のもとにおいて、アメリカ合衆国の中において、政府と請負者が契約を締結して、それを日本に持つて来て工事をやる場合において、向うは損をしてやるつもりはない。必ずそれで利益を上げる目的でやつて参りますから、いわゆる駐留軍の権威をもつて、日本の労働者を非常に安い賃金で使うという結果になると私は思う。そういう意味において、私はこの法案は、日本の労働者に対して非常に安い賃金を押しつける。こういう意味において、非常に不利益な結果を招く原因になるのではないか、というくらいに考へるのであります。主税局長は合理的にやつてくれるであろうと、いうようなことを言いますが、事実はあくまでコマーシャル・ベースというか、向うはもうからなければやらない、こういう態度でありますから、これは私の例をあげた日立の特需あるいは三菱の特需等から推しましても、どうぞ葉観を許しておられるのではないかといふふうに考へておるのであります。こういう点は、日本の特需あるいは三菱の特需等から、向うからなればやらない、こういう問題ではないかといふふうに思ひます。

○平田政府委員 どうも、私は質問を聞いていたのであります。日本は、日本の労働者を非常に安い賃金で使うという結果にならぬ、合理的な結果にならぬ、という意味において、非常に不利益な結果を招く原因になるのではないか、というふうに思ひます。そこは私は、そろきつくるながら極力安くするためいろいろやるとすれば、むしろ利益は出て来ないと、いうふうに遊になるかと考えるのであります。そこは私は、そろきつくるながら、甘くもならぬ、合理的なところで大体行くのではないか。最初一度（一度は若干の食い違いがあるかもしれません）が、だんぐりその辺は合理的なものに直つて行くのではないかという意味で、私は申し上げた次第であります。しかし、コストの中に織り込まれる労務費といふことになりますと、単価の問題と、それから機械施設等との程度便りに、それがいかなる能率を上げるか、両方のファクターでコストがきまりますので、その点は日本におられるアメリカの方々は、日本の実情もわかつておられるようになりますので、お話をごとく、特に非常に賃金をたたいておられるようになります。それは、これがいかなる減もう等に因り減価するもの」いわゆる家屋以外の減価償却資産、主として土木工事の機械類あるいは車両類等がそのままして、それから生じた利益に対しましては、これはもちろん当然課税になります。これはやはり課税にならない。しかし日本におきまして雇われる人のいよいよ給與なりサービスの所得、これらは当然課税の対象になりますし、また材料を提供いたしました場合においては、これはやはり課税にならぬことになるかと存じます。

○深澤委員 それから第五項にあります個人契約者あるいは法人契約者が、日本において建設のためにのみ必要とする財産、こういう問題についての課税であります。建設のためにのみ必要な財産という認定は、最後には、たゞは譲渡とか遺贈とか贈與とかいうような問題は、合衆国軍隊の権限ある官憲により証明がなされたものということになつて来るのであります。そうすると、日本政府にはそういう権限がないわけに行かないと思うのですが、当然日本において下請させる結果になると私は思うのです。その場合にかかる。そういう意味聞いたものでありますから、おそらく私はそういうことを申し上げた次第であります。御参考までに申し上げます。

○平田政府委員 どうも、私は質問をして、日本へ参りましても、向うからも、本来証明すべきものに証明しておる場合は、これはもちろんこの條文に該当しない。これは必要な場合におきましては、やはり適切な調査をいたしまして、はたとばかりに該當するかいなか、日本側においては、第六條に各項目にわたつて規定がありますが、これを見ますと、大体合衆国軍隊の公用のためにする物品の輸入の場合のみならず、公用の場合軍人、軍族それから家族、その契約者の私用の品物につきましても、関税を免除するという、ことになつておるのであります。それから物品税の方を見ますと、物品税の免除につきましては、第九條で公用の場合に限つて、しかも公認調達機関が軍隊の公用に供する場合には、物品税を免除するといふふうだと考えております。

○深澤委員 それから、アメリカ合衆国人が契約をいたしまして、日本へ参りましても、向うからも、本来証明すべきものに証明しておる場合は、これはもちろんこの條文に該当しない。これは必要な場合におきましては、やはり適切な調査をいたしまして、はたとばかりに該當するかいなか、日本側においては、第六條に各項目にわたつて規定がありますが、これを見ますと、大体合衆国軍隊の公用のためにする物品の輸入の場合のみならず、公用の場合軍人、軍族それから家族、その契約者の私用の品物につきましても、関税を免除するといふふうと、ことになつておるのであります。それから物品税の方を見ますと、物品税の免除につきましては、第九條で公用の場合に限つて、しかも公認調達機関が軍隊の公用に供する場合には、物品税を免除するといふふうに、非常に免除の規定が限られてお

か。そういう意味聞いたものでありますから、おそらく私はそういうことを申し上げた次第であります。お話をごとく、落札を

おいて、下請契約というものを明確に

やれば、下請をいたしました日本人人工事施行者が課税の対象になるのであります。しかしそういう形でなしに、

ますが、しかしそういう形でなしに、直接使用するのだという形でやる危険性が多分にあると思います。これはや

り日本政府が権限を持つて、その財産がはたして建設のためにのみ必要な財産であるかないかということを、判定

がはたして建設のためにのみ必要な財産であるかないかということを、判定

がはたして建設のためにのみ必要な財産であるかないかといふふうに思ひます。

○平田政府委員 結局その問題は、直接仕事する場合におきましては、ただやはり労働力とか材料等は日本で調達する場合が多い。向うから持つて来る

場合もありますよう。技術者等で、日本におきましては得られない、ようないいふふうに思ひます。向うから一緒に連れて来る、そういう人の場合におきましては、これはやはり課税にならない。しかし日本におきまして雇われる人のいよいよ給與なりサービスの所得、こ

れは当然課税の対象になりますし、また材料を提供いたしました場合におきましては、それから生じた利益に対しましては、これはもちろん当然課税になります。これはまた明日にでもおこなわれます。これはまた明日にでもおこなわれます。

○平田政府委員 この規定は、前段に書いてありますように、「建設、維持又は運営のみの用に供するため日本国に

おいて有する資産で使用又は保存に因る減もう等に因り減価するもの」いわゆる家屋以外の減価償却資産、主として土木工事の機械類あるいは車両類等が

これに該当するかと思ひますが、そういうものにつきましては、これはもちろん

これに該当するかと思ひますが、そういうものにつきましては、これはもちろん

書いてありますように、「建設、維持又は運営のみの用に供するため日本国に

おいて有する資産で使用又は保存に因る減もう等に因り減価するもの」いわゆる家屋以外の減価償却資産、主として

土木工事の機械類あるいは車両類等が

これに該当するかと思ひますが、そういうものにつきましては、これはもちろん

書いてありますように、「建設、維持又は運営のみの用に供するため日本国に

おいて有する資産で使用又は保存に因る減もう等に因り減価するもの」いわゆる家屋以外の減価償却資産、主として

土木工事の機械類あるいは車両類等が

これに該当するかと思ひますが、そういうものにつきましては、これはもちろん

る官憲が証明したものを、もう一ぺん

日本政府の権限において是正するといふ、それだけの気力があれば、私はまことにけつこうだと思いますが、從来

どうも占領軍の権威の前には、日本政

府もまことに無力であつたというものが過去の実績であります。幸いに主税

局長がそういう意味において、たとい

合衆国軍隊の権限ある官憲において証明したものであつても、違法であるも

のに対しては、これは日本政府独自の立場において判定して、課税するといふふうに考えますか、お伺いいたしま

す。

○平田政府委員 この規定は、前段に書いてありますように、「建設、維持又は運営のみの用に供するため日本国に

おいて有する資産で使用又は保存に因る減もう等に因り減価するもの」いわゆる家屋以外の減価償却資産、主として

土木工事の機械類あるいは車両類等が

これに該当するかと思ひますが、そういうものにつきましては、これはもちろん

書いてありますように、「建設、維持又は運営のみの用に供するため日本国に

おいて有する資産で使用又は保存に因る減もう等に因り減価するもの」いわゆる家屋以外の減価償却資産、主として

土木工事の機械類あるいは車両類等が

これに該当するかと思ひますが、そういうものにつきましては、これはもちろん

書いてありますように、「建設、維持又は運営のみの用に供するため日本国に

おいて有する資産で使用又は保存に因る減もう等に因り減価するもの」いわゆる家屋以外の減価償却資産、主として

土木工事の機械類あるいは車両類等が

これに該当するかと思ひますが、そういうものにつきましては、これはもちろん

書いてありますように、「建設、維持又は運営のみの用に供するため日本国に

るわけですが、関税の方は非常に広く、私用のものであつても、どんどん課税を免除してしまつというようになつておるのであります。大体日本で輸出する場合には、物品税を抜きにしました標の価格で、輸出するということになつておりますので、国内におきましてはなるべく向うの私用のものなどにつきましては、どんくたくさん日本の物を充りつけるという主義で、当然これは物品税となるべく免除して、どんく買わせる。しかし向うから入る物については、私用の物までも免除する必要はないのではないかといふように考へるわけですが、それはどういうわけで、こういうようになつておるのである。これは北大西洋条約とその国と対比して、ひとつ御説明願いたいと思います。

○平田政府委員 その点は確かに違えておるのでございますが、これは私ども常識的に判断したわけでありまして、たとえば本国から兵隊用としまして持つて来るものに対しまして物品税、関税をかけるのはどうも常識に合わないのではないか。大体外人等の場合の、つまり輸出に該当するもの、このあります。これがやめられたのであります。軍人等の場合におきましては、普通使ひなれどおきます。それで御承知の通り一般の旅行者等におきまして、引

越し荷物で外国から持つて来る際は、輸入税も物品税も課税いたしておりません。その後取寄せるものにつきましてはやつておりますが、そのくらいのことは日本において勤務する期間があつて、おきましてはなるべく向うの私用のものなどにつきましては、どんくたくさん日本の物を充りつけるという主義で、当然これは物品税となるべく免除して、どんく買わせる。しかし向うから入る物については、私用の物までも免除する必要はないのではないかといふように考へるわけですが、それはどういうわけで、こういうようになつておるのである。これは北大西洋条約とその国と対比して、ひとつ御説明願いたいと思います。

○佐藤委員長 三宅則義君。  
○三宅(則)委員 私はただいま議題になつております日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基づく行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律案の件から移つて行きます。もちろん総括質問でありますから詳しいことは明日伺います。それで先ほど高田さんの御心配のように、あまり免稅範囲を広範にいたしまして、横流れの危険等ござりますので、これはやはり必要最小限度にとどむべきではないか。日本におきまして生活し、日本において消費する以上

は、そういう点につきましては、ほかの外国人と同じような条件でいいのではないか。こういう考え方で、そのようなことにいたしておる次第でござります。ただこれが外國に持ち出さるゝはございませんで、やはり合同委員会の決定と申しますが、現在といたしましては予備作業班でいる、相手との交渉と申しますが、向うの要求なりましたこちらの要求について、お互に話がついたところと、いふことになつております。

○小林説明員 御質問の点でございますが、無條件で提供するといふことでございませんで、やはり合同委員会の方をおいでになつたときにお伺いしますが、きょうは大体ですか簡単にはございませんで、個々具体的に向うから要件を含んでおるものと思うが、どんなものですか、承りたい。

○三宅(則)委員 政府といたしましては、どういう想定を持つておるか。たとえで言ひますと、兵舎の用に供するとか倉庫に供するとか、いろいろの想定があるものと思ひます。が、今日想定はございませんで、向うの要求なりましたこちらの要求について、お互に話がついたところと、いふことになつております。同時にまたこれらの使用いたしましたものにつきましては、将来これまでも話のつかないのもござりますので、それもひとつあわせて御答弁をいただきたい。

○小林説明員 目下どういう施設を提供するかはまだいまのところは作業中でございまして、その内容についてはございませんで、その内容についてはまだ話のつかないのもござりますので、

ましては、この法律をつくる以上は多少何かもくろみがありまして、たゞ漠然と連合国の使用に属するもの、たゞアメリカの使用に属するものと違ひない。ただ漠然と戦争の用に供する、こういう意味合いであります。この書簡によりまして無償に付してございますが、この場合の私の方は停車場とか、何か一つ目的があるに付してござりますが、そのくらいの部面に対しましては、特別な免稅はやめた方がよからう、こういう趣旨で、やめると横流れのおそれのあるようないのじやないか、こういう意味合いであります。

○三宅(則)委員 いかがお思ひますか。



独で公用のために出張する場合、この場合におきましては、アメリカの慣例によりますと一々切符は買わないで、一定の券を輸送業者に提供しまして、あとで精算して軍隊の方から持つ。こういう仕組みになつておるようございます。そういう場合でござりますれば、公用目的でありますから、部隊の輸送と同じように通行税は免除した方がいいだろうということ、その場合は免除することいたしておきます。大体三つの場合にわけてお考えになれば、ほつきりするだらうと思います。

○平田(副)委員 よくわかりました。

いまさらこれを大蔵当局に伺うことは無理かと思いますが、今後條約発効後

におきまして——もちろん事態がかわ

つて来れば別であります、日本に駐

留する人員等はわかつておりますよ

うか。想定がありましたらこの際承りたいと思ひます。

○平田政府委員 この問題は、私から申し上げる資格はあまりないかと思ひます。あしどうしても必要でございましたならば、岡崎國務大臣等にお聞き願つたらいかと思ひます。

○三室(副)委員 しかばばここにも富

裕税ということがあります、富裕税等もすでに廢止したいという政府の御

意向であります。今後もそういう観点においてこういうことをお考えになれるかもしませんが、ある程度まで向うが日本におきまして所得を得た。

あるいは財産を持つて來たという場合を想像せられたのでありますよ。

まい本人がなくなりますと、日本におきましてあつた資産、これにつきまし

ては相続税が税法でかかることになつ

ておきます。ところでこういう場合に

おきましても、今富裕税について申し

上げましたと同じように、日本に勤務

するため常識上必要な動産類、中には

ありますとか、その他のガソリン等につ

てございまして、日本政府で考えれば

いいことだと思います。それから現在

税法がござりますので、従いましてこ

れに対しまして、ある以上は必要な特

例は設けてしかるべきではないかとい

ふればならない。そういうことのために

必要な範囲の動産類、こういうものに

つきましてはやはり常識上課税しない

方がよかる。普通の家財道具、それ

から自動車、こういったものにつきま

しては、富裕税の課税の対象にしない。

しかしそういう人がかりに日本の土地

を持つておる。家屋を持つておる。こ

ういう本来日本にいるために必要なもの

の以外のものでござりますれば、これ

は当然課税の対象になるのでございま

して、そういうものを持つておる人の

場合には、富裕税を納めてもらおう。こ

ういう関係になります。

○三室(副)委員 次にこれもまた総括的のことございますが、相続とい

ることも、日本において向うの兵隊もし

くは家族等に争議が起つた場合、これ

を意味するものでありますようか。あ

るいは贈與その他のにつきましての特別

な関係でありましょか。これも御参考に承りたいと思ひます。

○平田(副)委員 先ほども御質問があ

りますが、物品税並びに揮発油

税等につきましては特別な免除をす

ります。この前も本委員会におきまして、

揮発油税の航空用については特に免除

されることになります。

○平田(副)委員 相続税もほつておき

ますと問題になることがあります。

つまり本人がなくなりますと、日本にお

きましてあつた資産、これにつきまし

ては相続税が税法でかかることになつ

ておりません。この法律の第三條に

おきましては、「合衆国政府が所有し、又は全部用船契約により用船している

船舶で、合衆国により、合衆国のため

に又は合衆国の管轄の下に、公の目的

をもつて運航されているもの(以下「公

用船」という。)については、「とん税を

免除する」。但し、こういう船におきま

して、第六條の免税物品の適用を受

けない物品を積んでおります場合に

は、当該物品の重量が全積載物品の重

量に対する有する割合を、噸税法第一條

の所定の規定によつて算出いたします

いしますが、印紙税法といふものがあ

りますと、日本内地におきましては取

引のたゞごとに印紙を張る。これは當

然のことであります、公の用に供す

るもの等につきましては、張らなくて

も済むということになつております。

○三室(副)委員 大分承りましたか

が、軍人、軍属あるいはその家族等が

売買した場合におきまして、やはり全

額が、軍人、軍属あるいはその家族等が

あるのでありますようか。その辺を政

府としてはどうお考えでございましょ

うか、承りたい。

○平田(副)委員 これは條文にあります

すように、大体公用とP.Xの用と、そ

ういう機関がそれべく作成する文書に

限つて免稅いたしておりまして、その

他の私的的目的で軍人さん等が契約を結

ぶような場合におきましては、これは

だけを免稅するという意味であります

よろづか。

○三室(副)委員 次にお伺いします事

柄は、入出港でありますが、これら

の手續はいらない。これはすべて日本

の手續を完了した後において、入出

港があるべきものと思ひますが、軍隊

用もしくは公用でありますから、そろ

いことはかつてにやつてもよろし

い、こういう意味でありますようが、

何とか合同委員会においても相談して

おりました。これはすべて日本

の手續を完了した後において、入出

港があるべきものと思ひますが、承りたい。

○北島(副)委員 第五條をよくこらん

になりますと、但書のところで、但

し、同法第十條第一項に規定する入港

届、積荷目録及び旅客氏名表、同條第

二項に規定する入港申告書、同法第十

三條に規定する出港届及び出港申告書は提出しなければならないとありますて、ここに記載しておるところの届は提出してもらつことになつております。但し、そのほかの關稅法第十條から十七條、それから十九條から二十一條までの規定は、これ以外の場合は適用しないと、こうなつております。

○三宅(則)委員 次に關稅の免除といふことがあるわけでござりますが、もちろん軍隊用に屬しますもののみを言つておると私は思つておりますが、場合によりますとそれに便乗せられまして、ある程度まで内地に入つて来まして、これが市中に氾濫しましくは頒布される、こういうおそれがあると思いますが、これらに対しましては、何か日本政府といたしましては取締るというではありませんが、忠告する機会がありましようか。どうなつておりますようが。

○北島政府委員 その点につきましては、私ども特に関心を有するものでありますて、行政協定の締結に際しましておりましようが。

○三宅(則)委員 次に關稅の免除といふことがありますか。どうなつておりますようが、それとも一応この案を通しておなれば、半年や一年はこれで通過しようか。それとも一応この案を通しておなれば、半年や一年はこれで通過したならば、年金や年金はこれで通過しようか。そういう意味合いでありますよ。どちらか。その辺をひとつ承りたいと存じます。

○平田政府委員 もちろん本業をきめられて、合衆国軍隊は日本国の当局と協力して、特權の濫用を防止するため必要な措置をとる。それから、日本国政府に対する違反行為を防止するために、日本国の当局と合衆国軍隊は、調査の実施及び証収の收集について、相互に援助しなければならないというふうに、お互いに協力いたしまして、特權の濫用防止並びに違反の場合の調査をすることになつております。

○三宅(則)委員 それから内國消費税の免除をいうことが規定してあるわけでございますが、こうじゅうのいや

はり特別に日本において使用いたしましたるもの、軍隊の使用するものののみに限ると私は考えておりますが、これに限りませんと私は考えております

○平田政府委員 この点は先ほど申上げました通り、外國から持つて来るもの、たとえばアメリカの本国等から来るものにつきましては、やはり課稅するものにつきましては、やはり課稅しない方が妥当であるうといふので、

○平田政府委員 これはお詫びの通りに法律の附則でそれべく關稅の特例も所徴税の特例もこの法律は、條約の効力発生の日から施行する。條約と申しますのはつまり平和條約でありまして、従いましてその前にぜひひとつ成立を

はかつておきたい、ぜひひとつお願ひしたいと思ひ次第でござります。

○三宅(則)委員 すでに諸外国におきまして批准を了せられておるところでも批准を了せられておるところによるところによりますと、本月の十五日あるいは五月の五日と、五月の記念日であるといふようなことは、はつまつと前からこう思つてお

ましたわけですが、やはりこの平和にならぬままだあまり長くなりますが、まだあしたに譲りますが、今後こ

ういうふうな問題が連続して行われることを想ひますが、政府としてはと

きときこういうふうな問題について、

見ておきます。

○三宅(則)委員 ちょっとと関連します

から承りますが、今度特別調達庁が特

別をつけて調達庁となる、こういうこ

とになるわけでござります。これにつ

いておなれば、それでもけつこう

あります。日本に限つて特に便利

なものです。あるいは便利でないも

のとおなれば、それでござりますが、日本に限つて特に便利

なものです。これが北欧諸国との協定とほとん

ど同じようなものであるというよう

に思ひます。

○三宅(則)委員 ちょっとと関連します

から承りますが、先ほども御説

明があつたようあります。何から

いとおつしやれば、それでもけつこう

あります。日本に限つて特に便利

なものです。あるいは便利でないも

のとおなれば、それでござりますが、日本に限つて特に便利

なものです。これが北欧諸国との協定とほとん

ど同じようなものであるというよう

に思ひます。

○三宅(則)委員 もう一点にいたしま

る早い方がけつこうでありますよう

が、効力の発効する日、たとえば四月

の十五日といいますか、あるいは五月の

五日といいますか、講和條約の発効す

る前にこれをきめておく必要があると

思ひます。政府の方は早い方がけつこ

うだと思いますが、一応いつまでに

きめておかなければならぬと思つてい

らつしやいますか、承りたい。

○三宅(則)委員 時間の関係もありま

すが、関稅も物品稅も課稅しないことにいた

しておなれば、やはり課稅しないでござります。

○三宅(則)委員 時間の関係もありま

すが、関稅も物品稅も課稅しないことにいた

しておなれば、やはり課稅しないでござります。

○三宅(則)委員 ちよつと関連します

から承りますが、今度特別調達庁が特

別をつけて調達庁となる、こういうこ

とになるわけでござります。これにつ

いておなれば、それでもけつこう

あります。日本に限つて特に便利

なものです。あるいは便利でないも

のとおなれば、それでござりますが、日本に限つて特に便利

なものです。これが北欧諸国との協定とほとん

ど同じようなものであるというよう

に思ひます。

○三宅(則)委員 ちょっとと関連します

から承りますが、先ほども御説

明があつたようあります。何から

いとおつしやれば、それでもけつこう

あります。日本に限つて特に便利

なものです。あるいは便利でないも

のとおなれば、それでござりますが、日本に限つて特に便利

なものです。これが北欧諸国との協定とほとん

ど同じようなものであるというよう

に思ひます。

○三宅(則)委員 もう一点にいたしま

る早い方がけつこうでありますよう

が、効力の発効する日、たとえば四月

の十五日といいますか、あるいは五月の

五日といいますか、講和條約の発効す

る前にこれをきめておく必要があると

思ひます。政府の方は早い方がけつこ

うだと思いますが、一応いつまでに

きめておかなければならぬと思つてい

らつしやいますか、承りたい。

○平田政府委員 この点は先ほど申

上げまして、このうちの相当多くの部

分は、現在も占領下におきまして大体

同じようなことをやつております。む

ろしこれよりも若干広くやつておる面局が、このようなことに対しまして相

當してやつておりますので、その方か